

海陽町学校給食センター及び
幼保統合施設給食調理等委託業務

募集要項

令和8年8月

海陽町

1. 趣旨

この実施要項は、海陽町学校給食センター及び幼保統合施設における給食調理等業務（以下「本業務」という。）の委託契約候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めたものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

海陽町学校給食センター及び幼保統合施設給食調理等委託業務

(2) 対象施設

- ① 海陽学校給食センター 徳島県海部郡海陽町野江字西ノ内 2 1 番地 2
- ② 穴喰学校給食センター 徳島県海部郡海陽町穴喰浦字穴喰 3 7 1 番地
- ③ 幼保統合施設 徳島県海部郡海陽町四方原字広谷 1 8 番地

※穴喰学校給食センター業務を海陽学校給食センターへ統合にむけて現在検討中であるため、業務委託期間中に変更がある可能性がある。

(3) 業務内容

別紙「海陽町学校給食センター及び幼保統合施設給食調理等委託業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりに従う。

(4) 業務委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日（3 年間）

令和 8 年 1 1 月から令和 9 年 3 月までを準備期間とする。

(5) 業務規模（提案上限額）

230,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (2) 文部科学省が定める「学校衛生管理基準」及び厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、委託業務を遂行できること。
- (3) 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 3 条に定める「学校給食」の給食調理業務の受託実績を有していること。
- (4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく保育所の給食調理業務の受託実績を有していること。
- (5) 委託契約締結時点で、上記（1）から（4）までの要件を満たす履行保証人を確保すること。
- (6) 入札参加事業者の募集開始の日において、次のいずれかに該当する者は、入札参加事業者になることはできない。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 国、公社・公団及び海陽町を含む地方公共団体において入札参加資格停止及び回避を受けている者

- ③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は、民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る）を受けた場合は、この限りでない。
- ④ 過去1年間の国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 過去3年以内に、給食センターや保育所給食調理業務又は大量施設調理業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止処分を受けた者
- ⑥ 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過していない者

4. スケジュール

募集要項等の公表	令和8年8月28日（金）
募集要項等に関する説明会及び施設見学会	令和8年9月15日（火）
募集要項等に関する質問の受付期間	令和8年8月28日（金）～9月17日（木）
参加表明書の提出期限	令和8年9月17日（木）午後5時必着
募集要項等に関する質問に対する回答	令和8年9月28日（月）予定
提案書類等の提出期間	令和8年10月2日（金）午後5時必着
審査（プレゼン及びヒアリング）	令和8年10月9日（金）予定
審査の結果通知	令和8年10月中旬
委託事業者の決定	令和8年10月下旬
業務開始準備	事業者決定～令和9年3月末まで

※受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

5. 募集要項等の公表

- （1） 本業務委託に関する募集要項等は、海陽町のホームページで公表する。
- （2） 公表する資料は次のとおりとする。

ア. 海陽町学校給食センター及び幼保統合施設給食調理等委託業務公募型プロポーザル募集要項（本書）

イ. 海陽町学校給食センター及び幼保統合施設給食調理等委託業務応募様式集

ウ. 海陽町学校給食センター及び幼保統合施設給食調理等委託業務仕様書

エ. 海陽町学校給食センター及び幼保統合施設給食調理等委託業務評価基準

※ 上記書類が必要な場合は、各自、海陽町のホームページよりダウンロードすること。

6. 募集要項等に関する説明会及び施設見学会

本募集要項に関する説明会及び希望者へ施設見学会を次のとおり開催する。

(1) 日時 令和8年9月15日(火)

受付：午後1時30分～ 説明会：午後1時45分～

※ 施設見学会は説明会後に順次実施

時間(予定)	場所
13:30～14:30	海南文化館 大会議室
14:45～15:15	幼保統合施設
15:30～16:00	海陽学校給食センター
16:20～16:50	栄喰学校給食センター

(2) 集合場所 徳島県海部郡海陽町四方原字杉谷73番地 海南文化館

(3) 留意事項

- ア. 説明会参加希望者は、「募集要項等説明会・施設見学会参加申込書」(様式第1号)にて令和8年9月7日(月)午後5時までに、法人名又は代表者名、参加者名簿を明記のうえ、教育委員会へ、郵送、持参、FAXのいずれかで申し込むこと。
- イ. 説明会では、原則として募集要項等を配布しないので、各自持参のこと。
- ウ. 参加人数は、1事業者につき2人までとする。
- エ. 施設見学者は、過去1ヶ月以内の腸内細菌検査結果報告書(写し可)を提出すること。
- オ. 施設見学者は、清潔な白衣、履物、マスクを準備すること。
- カ. 見学の際は、設備機器等には手を触れないこと。
- キ. 写真撮影は可能とする。

7. 募集要項等に関する質問の受付・回答

本要項等についての質問を次のとおり受け付け、参加表明提出者に回答します。

(1) 質問の提出方法

「質問書」(様式第2号)に内容を簡潔にまとめて記載し、教育委員会宛て電子メールにより提出すること。なお、メールのタイトルは「海陽町学校給食センター及び幼保統合施設給食調理等委託業務質問書(事業者名)」とすること。また、電子メール発信後は必ず電話にて送信の旨を連絡すること。

(2) 質問書の提出期限 令和8年9月17日(木)午後5時必着

(3) 回答日及び回答方法

令和8年9月28日(月)予定

参加表明書を提出した全事業者に電子メールにて回答します。

8. 参加手続

「3. 参加資格要件」を満たすもので、本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年9月17日(木)午後5時必着
- (2) 提出書類(各1部)
 - ①参加表明書(兼応募資格審査申請書)(様式第3号)
 - ②応募資格要件確認書(様式第3-1号)
 - ③添付書類(様式第3号に記載のとおり)
- (3) 提出先 徳島県海部郡海陽町四方原字杉谷73番地 海陽町教育委員会
- (4) 提出方法 持参または郵送によること。
- (5) 参加資格審査結果は、令和8年9月24日付けで書面により通知する。

9. 提案書

応募事業者は、次により提案書(正1部・副12部)を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年10月2日(金)午後5時必着
- (2) 提出書類
 - ア. 審査に係る提案書類提出書(様式第4号)
 - イ. 提案書(様式第5~9号)
 - ウ. 委託業務実績書(様式第10-1号、第10-2号)
 - エ. 見積書(様式第11号)及び見積内訳書(様式第11-1号)及び各施設見積内訳書(様式第11-2号~4号)
- (3) 提出先 徳島県海部郡海陽町四方原字杉谷73番地 海陽町教育委員会
- (4) 提出方法
 - ア. 持参または郵送によること。
 - イ. 提案書の書式
 - ① A4版縦型、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けること。
 - ② 表紙は、「海陽町学校給食センター及び幼保統合施設給食調理等委託業務に関する提案書」及び「事業者名・代表者名」を表記すること。
 - ウ. 無効(失格)となる提案書
 - ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ③ 虚偽の内容が記載されているもの
 - エ. 見積書
 - ① 海陽町学校給食センター及び幼保統合施設給食調理等委託業務に係る予定金額の総額は230,000千円(3ヶ年度合計)とし、見積額はこの範囲内で記入すること。ただし、この額は取引に係る消費税及び地方消費税を含む金額とする。
 - ② 仕様書に基づき作成すること。

- ③ 各年度の詳細な内容として見積内訳書（様式第 1 1 - 1 号）及び各施設見積内訳書（様式第 1 1 - 2 号～ 4 号）を添付すること。
- ④ 見積書に押印する印鑑は、会社印（法務局等が証明する印鑑）又は代表者実印とする。
- ⑤ 本委託の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合がある。

1 0. 提案書等の審査方法

提案書等の審査は、海陽町学校給食センター及び幼保統合施設給食調理等業務に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提案書の書類等審査を行う。

審査の方法は、次による。

- (1) 公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定する。
- (2) 町は、応募資格の確認審査（以下「応募資格審査」という。）を応募資格審査申請書類により、この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認し、資格不備の場合は失格とする。
- (3) 上記応募事業者資格の確認審査を経て、選定委員会は書類審査及びプレゼンテーション、ヒアリング審査を行うこととし、別に定める委託事業者選定審査基準に基づき採点し、総合得点の最も高い提案書を選定する。
- (4) 海陽町は、選定委員会の審査結果を踏まえ、総合得点の最も高い提案書を提出した事業者を優先交渉権者とする。
- (5) 選定結果は、応募事業者全てに通知するとともに、選定された優先交渉権者の名称と総評価得点を町ホームページに掲載する。
- (6) 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、得点の高い応募事業者の順に契約交渉を行い合意に達した応募事業者と契約を締結する。
- (7) 審査の結果、適切な候補事業者がいなときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集することができる。

1 1. プレゼンテーション及びヒアリング審査

応募事業者の技術力や専門性等を審査するため、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

- (1) 日時 令和 8 年 1 0 月 9 日（金）予定
（詳細の日時については、資格要件を有する応募事業者に連絡する。）
- (2) 場所 徳島県海部郡海陽町大里字上中須 1 2 8 番地
海陽町役場 海南庁舎 3 階 大会議室
- (3) 実施時間 3 0 分（プレゼンテーション 2 0 分・ヒアリング 1 0 分）
- (4) 出席者は 3 名までとする。
- (5) プレゼンテーション時に必要となる書類・機材等は応募事業者側で用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーンを使用する場合は、事務局で準備する。

1 2. 応募に関する留意事項

応募に関して次のことに留意すること。

- (1) 海陽町が受理した提出書類については、返却はしない。
 - (2) 海陽町が受理した書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、受理後の内容変更は認めない。
 - (3) 海陽町が追加で資料の提出を求めた場合には、速やかに応じること。
- 2 応募事業者が応募を辞退するときは、必ず、担当窓口に「参加辞退届」(様式第12号)を提出すること。
- 3 その他
- (1) 委託事業者決定後、応募事業者名を公表する。
 - (2) 選定結果等についての不服及び異議申し立ては認めない。
 - (3) 業務履行開始前の業務に必要な準備は、委託事業者の費用負担により行うこと。

1 3. その他

- (1) 応募事業者は、参加表明書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものと見なす。
- (2) 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- (3) 応募事業者から募集要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として作成者に帰属するが、町が必要としたときは、無断、無償で複製を作成することが出来る。
- (4) 町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、町の承諾を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- (5) 応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募事業者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

1 4. 問い合わせ先

◎学校給食

〒775-0202 徳島県海部郡海陽町四方原字杉谷73番地

海陽町教育委員会 教育政策課 (担当：竹田)

TEL：0884-73-1246 FAX：0884-73-3833

E-mail：kyoikuiinkai@kaiyo-town.jp

◎幼保統合施設給食

〒775-0395 徳島県海部郡海陽町奥浦字新町44番地

海陽町 子どもあゆみ保健課 (担当：戎谷)

TEL：0884-73-4313 FAX：0884-73-3880

E-mail：kodomoayumihoken@kaiyo-town.jp